

NO COPY



2 京土第 16 号の 42

令和 2 年 5 月 18 日

(有) 福田建材

福田 久 様

京都府知事 西 脇 隆 俊



特定 建設業の許可について (通知)

令和 2 年 4 月 16 日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第 3 条第 6 項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号	京 都 府 知 事 許 可 (特 一 2) 第 29694 号
許 可 の 有 効 期 間	令 和 2 年 5 月 18 日 から 令 和 7 年 5 月 17 日 まで
建 設 業 の 種 類	

土木工事業
とび・土工工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
解体工事業

建築工事業
石工事業
舗装工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 7 年 4 月 17 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)